

令和 5 年度霧島市工業用水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 5 年度霧島市工業用水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

記

令和 5 年度霧島市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|------------|------------|------------------------|
| 当年度末残高 | 25,290,170 | 41,995,000 | 8,985,608 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | △2,500,000 |
| 減債積立金の積立て | 0 | 0 | 0 |
| 建設改良積立金の積立て | 0 | 0 | △2,500,000 |
| 資本金に組入れ | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 25,290,170 | 41,995,000 | (繰越利益剰余金) 6,485,608 |

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和 5 年度霧島市工業用水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。